

Antitrust/Competition Newsletter

2025 年 6 月号(Vol.24)

公取委の近時の実態調査(タクシー等配車アプリ及びフードサプライチェーン
における商慣行)の概要及び近時の EU 企業結合ガイドラインの見直しについて



弁護士 高宮 雄介
TEL. 03-6266-8744
yusuke.takamiya@morihamada.com



弁護士 水口 あい子
TEL. 03-6266-8740
aiko.mizuguchi@morihamada.com



弁護士 塩崎 耕平
TEL. 03-5293-4860
kohei.shiozaki@morihamada.com



弁護士 筑井 翔太
TEL. 03-6212-8394
shota.tsukui@morihamada.com



弁護士 周 培文
TEL. 03-5223-7845
peiwen.chou@morihamada.com



弁護士 高桑 みなみ
TEL. 03-5223-7849
minami.takakuwa@morihamada.com



弁護士 内藤 正暁
TEL. 03-5223-7857
masaaki.naito@morihamada.com



弁護士 平松 智治
TEL. 03-5223-7864
tomoharu.hiramatsu@morihamada.com

I. タクシー等配車アプリに関する実態調査及び フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査

1. はじめに

2025年4月23日、公取委は、タクシー等¹配車アプリに関する取引実態及びタクシー乗り場の入構・乗車の状況について把握した上で、競争政策上・独占禁止法上の考え方を示すための実態調査(以下「本調査①」といいます。)を実施し、タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書(以下「本報告書①」といいます。)を公表しました。

また、同年5月12日、公取委は、食品ロスに起因する環境面への悪影響のみならず、適正な資源配分が行われず市場経済にも悪影響を及ぼしていることが近年意識されていること、食品ロスには、消費者向けの飲食料品の生産・製造から販売・消費に至るまでの一連の食品流通取引(以下「フードサプライチェーン」といいます。)における商慣行が影響しているとの指摘がなされていることを背景として、フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書(以下「本報告書②」といいます。)を公表しました。

いずれも我々の身近な事業や商慣行であり、関係する事業者の方々も多数に及ぶところ、本稿では、各報告書のポイント(特に独占禁止法上・競争政策上の考え方や整理)についてご紹介するとともに、今後の実務への影響についても概説しています。

2. タクシー等配車アプリに関する実態調査について

(水口、筑井、高桑)

(1) 本調査①の概要

A 調査趣旨・背景

公取委は、近年のタクシーの供給不足による移動の不便が生じており、全国の足不足の解消に向けた議論や対策が講じられていることを背景として、タクシー等配車アプリに関する取引及びタクシー乗り場の入構・乗車を公正かつ自由なものとし、競争を促進する観点から本調査①を実施しました。

本報告書①には、それらの課題を踏まえた公取委の独占禁止法、競争政策上の考え方が示されており、今後の実務にも影響を及ぼし得ると考えられます。

¹ タクシーに加えて、日本版ライドシェアも含まれます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

イ タクシー等配車アプリ及びタクシー乗り場に係る課題

(ア) タクシー等配車アプリに係る課題

タクシー等配車アプリは、間接ネットワーク効果が働くデジタルプラットフォームの一種であるため²、特定の配車アプリに利用者が集中する一方で、新規参入が困難になる傾向があるとされています。そのため、当該市場は、独占・寡占に至る可能性を含んでおり、配車アプリ事業者は利用者との取引において交渉上優位な立場にもなり得るという指摘がなされています。実際にタクシー事業者からは、配車アプリ事業者がタクシー事業者間で差別的な取扱い³をしている可能性について指摘する意見や配車マッチングの基準等が不明確であったりその変更について事前に十分な説明が無かったとの報告がなされています。

また、タクシーメーターの表示方法として、ハードメーターと呼ばれる従来の表示方法に代えて、近年は特定運賃授受ソフトウェア(いわゆるソフトメーター)の導入⁴の加速が見込まれているところ、一部の配車アプリ事業者がソフトメーターを提供することにより、他の事業者が提供するソフトメーターやハードメーターと連携できないような仕様とされること等への懸念も指摘されています。

(イ) タクシー乗り場に関する課題

タクシー乗り場の利用・占有権限は、基本的にタクシー乗り場の所有権に由来するため、利用にあたっては、原則として土地の所有者からの承認が必要となりますが、承認が不要な場合もあります。また、入構につき地方公共団体、鉄道事業者、空港管理者をはじめとする土地の管理者等による承認が必要とされているタクシー乗り場も存在し⁵、さらには管理者が、利用の承認の判断やタクシー事業者間の入構台数等の管理を、タクシー事業者から構成される団体に対して事実上委ねている例もあるところ、当該団体の構成員でないタクシー事業者による入構が断られたりすることがある等の回答が得られました。これは、新規参入業者が排除され、競争が制限されている可能性を示しています。

また、駅前広場や空港のタクシー乗り場の中には、アプリ配車タクシー等が乗車不可とされているところがあり、旅客の利便性向上と、アプリ配車タクシー等とそれ以外のタクシーの間の公正な競争条件の確保のための措置を講じる必要性も指摘されています。

ウ 公取委の考え方

公取委は、独占禁止法上違反となり得る行為類型を明らかにするとともに、競争政策上・競争環境の基盤

² 旅客及びタクシー事業者の二層の利用者層が存在する二面市場を構成しており、一般にある配車アプリを利用する旅客の数が増加すると、タクシー事業者にとって当該配車アプリを利用することの価値が増すことになり、当該配車アプリを利用するタクシー事業者の数が増加するという点で間接ネットワーク効果が働くデジタルプラットフォームの一種とされています。

³ 配車アプリ事業者に出資しているタクシー事業者に積極的に配車依頼を振り向けるほか、配車アルゴリズムを変更し、一部の事業者への配車依頼を少なくすることなどが可能と指摘されています。

⁴ 2025年1月31日に「一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示」が施行され、2025年3月に国土交通省によるソフトメーター認定が始まりました。

⁵ 地方公共団体が所有管理するタクシー乗り場のうち、約7割が承認不要で自由に入構できる一方、約3割について承認が必要とのことです。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

確保及び旅客の利便性確保の観点から望ましい対応についてそれぞれ考えを示しました。

(ア) 配車アプリサービスに関する取引

① 配車マッチング基準について

市場における有力な事業者である配車アプリ事業者が、マッチング基準を恣意的に特定の事業者が有利・不利になるよう設定すること⁶は、取引条件等の差別取扱い(一般指定 4 項)等にあたるおそれがあるとされ、マッチング基準の明確化、透明性の維持向上が求められるとされています。また、マッチング基準の変更につき、一方的な変更など正常な商慣習に照らして不当にタクシー事業者に不利益を及ぼすことは、優越的地位の濫用(独占禁止法 2 条 9 項 5 号)にあたるおそれがあるとされ、マッチング基準の変更にあたっては、事前に余裕をもって内容等を説明することが望ましいとされています。

② 他の配車アプリの利用制限

市場における有力な事業者である配車アプリ事業者が、他の配車アプリの不使用等を、マッチング時に優遇を受けるための条件とすることは、排他条件付取引(一般指定 11 号)や拘束条件付取引(一般指定 12 号)等にあたるおそれがあることが示されました。

③ タクシーメーター事業者による自社配車アプリの利用強制

タクシーメーター市場の有力事業者が、自身が提供するソフトメーターを利用する条件として、自社の配車アプリの利用を強制することにより、他の配車アプリ事業者の事業活動に悪影響が生じるおそれがある場合は、抱き合わせ販売(一般指定 10 号)や排他条件付取引(一般指定 11 号)、拘束条件付取引(一般指定 12 号)等にあたるおそれがあるため、どの配車アプリでも、ソフトメーターと接続できるようにする等の対応が望ましいとされました。

(イ) タクシー乗り場への入構・乗車

タクシー事業者から構成される協議会等に入構の可否やタクシー事業者の入構可能台数の決定を事実上委ねている場合において、タクシー乗り場への入構を認められているタクシー事業者が新規参入のタクシー事業者のアプリ配車タクシー等の入構を不当に妨害することは、競争者に対する取引妨害(一般指定 14 号)等にあたるおそれがあります。また、タクシー乗り場においてアプリ配車タクシー等への乗車を可能にするための措置を最大限講じること⁷が、旅客の利便性向上と、アプリ配車タクシー等とそれ以外のタクシーの間の公正な競争条件の確保のために求められるとされています。

(2) 公取委の今後の取組

公取委は、タクシー等配車アプリに関する取引やタクシー乗り場への入構・乗車について、事業者間の公正か

⁶ 一方、一定の基準を満たしたタクシー事業者を配車マッチングの際に優遇することは、その基準が全タクシー事業者間で同一である限り、直ちに独禁法上問題とはならないことも明らかにされました。

⁷ アプリ配車タクシー等の乗車を可能にしている駅前広場の多くは、タクシー乗り場又は一般車両向けの乗降場において乗車が行われています。また、指導員を配置し、旅客の利便性促進のための是正を行っている場所もあります。場所的制約がある中、渋滞混雑が生じないようアプリ配車タクシー等専用乗り場設置の検討等、更なる工夫が求められています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

つ自由な競争の促進を実現するため、今後の取組として下記の 3 点を挙げております。

- ・ 関係事業者等への本報告書①に示した考え方の啓発を行うこと
- ・ タクシー等配車アプリに関する取引等について注視すること
- ・ 独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処すること

(3) まとめ

公取委は、本報告書①の末尾(39 ページ)において、本報告書①において示した独占禁止法又は競争政策上の考え方が関係事業者等に普及することを通じて、事業者間の公正かつ自由な競争の促進につながるような取組が進展することを期待するとしています。

タクシー需要が伸び、旅客の円滑な移動を実現する上で一定の役割を果たしている配車アプリサービスの重要性が改めて認識されつつある中、2025 年 3 月にソフトメーター制度が導入され、その利用が加速していくことが見込まれる現在において、公取委の独占禁止法上・競争政策上の考え方が明らかになったことは意義があり、配車アプリ事業者、タクシー事業者、タクシーメーター事業者等の事業に与える影響等について引き続き注視していく必要があるといえます。

3. フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書(本報告書②)の公表

(水口、筑井、周)

(1) 本報告書②の概要

ア 調査趣旨・背景

食品ロスが生じる背景として、飲食料品の生産・製造から販売・消費に至るまでの一連の食品流通取引(以下「フードサプライチェーン」といいます。)における商慣行が影響しているとする声や、当該商慣行の競争政策上の問題を懸念する声等が寄せられていることを踏まえて、公取委は、フードサプライチェーンにおける取引の適正化及び食品ロスの削減を後押しすることを目的とし、食品ロスの発生につながる商慣行に関する独占禁止法及び下請法上の考え方を示すために実態調査(以下「本調査②」といいます。)を行いました。

本報告書②では、公取委は、フードサプライチェーンにおける商慣行に係る課題を検討した上で、独占禁止法上及び下請法上の考え方を示しており、今後の実務に影響を及ぼし得ると考えられます。

イ 本調査②の対象とされた商慣行

本調査②の対象は、以下の 5 つの商慣行(以下「本件商慣行」といいます。)とされています。

(ア) 3 分の 1 ルール: 飲食料品の製造年月日から賞味期限までの期間を三等分し、納入業者、発注者、及び消費者の三者が、これを 3 分の 1 ずつ均等に分け合う商慣行をいいます。納入業者は、3 分の 1 ルール

を理由に、自社に在庫がある商品を納品させてもらえなかったり、期限を徒過した場合には納品した商品が返品されたりする等の行為を発注者から受けることがあるとされています。

(イ) 短いリードタイム：小売業者から発注される前に見込み生産⁸をしなければ納品期日に間に合わないような短納期発注に応じることを、当然の前提とされる商慣行をいいます。納入業者は、見込み生産を行っても確定発注がなかった場合、費用を余分に負担しなければならないとされています。

(ウ) 日付逆転品の納品禁止：小売業者が、既に納品した商品の賞味期限又は製造年月日より 1 日でも古い賞味期限又は製造年月日の商品(以下「日付逆転品」といいます。)の当該小売業者に対する納品を認めないとする商慣行をいいます。納入業者は、商品が日付逆転品であることを理由に、小売業者に納品できなかったり、そもそも出荷ができなかったりすることがあるとされています。

(エ) 日付混合品の納品禁止：小売業者又は卸売業者が、賞味期限又は製造年月日の異なる商品を混合した商品(以下「日付混合品」といいます。)の納品を認めないとする商慣行をいいます。納入業者は、商品が日付混合品であることを理由に、上記(ウ)と同様に、出荷・納品ができないことがあるとされています。

(オ) 欠品ペナルティ：製造業者又は卸売業者において商品が欠品した場合に、その理由の如何を問わず、当該小売業者の販売機会の喪失を理由として、補償金の支払等の金銭的ペナルティに応じなければならないとする商慣行をいいます。納入業者は、これに基づき、小売業者から納入業者の責めに帰すべき事由がない場合であっても、欠品を理由に納品価格の引下げやリベート等の補償を求められるとされています。

ウ 本件商慣行に係る課題

本調査②では、主に以下の点が確認され、課題として示されました。

- ・ フードサプライチェーンにおいて本件商慣行に従った取引は実際に行われている。
- ・ 本件商慣行のうち、特に 3 分の 1 ルール及び日付逆転品の納品禁止は比較的多く行われている⁹。
- ・ 納入業者の取引エリアが広範に及ぶほど、本件商慣行に従った取引が行われる割合が多い傾向にある。
- ・ 本件商慣行は、多くの場合において書面化されておらず、書面化されていたとしても十分な協議を経た上で合意されていない。
- ・ 本件商慣行に従った取引を行っている回答者の半数程度が、本件商慣行を理由に返品等の不利益を受けており、特に 3 分の 1 ルール及び日付逆転品の納品禁止においてその割合が大きい¹⁰。

このように、本調査②の結果から、実際に、本件商慣行により納入業者が不利益を被っている現状が明らかとなっています。

⁸ 発注前にあらかじめ発注数量を予測して生産することをいいます。

⁹ 本報告書①第 4 の 1 図 10 参照。「3 分の 1 ルール」に従って取引をしている納入業者の割合は 47.4%、「日付逆転品の納品禁止」に従って取引をしている納入業者の割合は 53.5%であった。

¹⁰ 本報告書①第 4 の 3 図 15 参照。「3 分の 1 ルール」は 69.0%、「日付逆転品の納品禁止」は 61.5%であった。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

エ 本件商慣行に対する公取委の考え方

(ア) 独占禁止法上の考え方

本報告書②では、前提として、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用(2条9項5号)として独占禁止法上問題になる旨、及び、本件商慣行のいずれについても、取引条件について、発注者と納入業者との間で十分な協議が行われ、納入業者が納得の上で同意していることが重要であるが、事前に協議の上で合意していたとしても、納入業者にあらかじめ計算できない不利益や、合理的範囲を超えた不利益を与える場合には問題となり得る、として総論的な考え方を示した上で、本件商慣行ごとに優越的地位の濫用に該当する具体的な事例を例示しています。

例えば、イ(ア) 3分の1ルールに関しては、「取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、3分の1ルールの商慣行を理由として、納入業者から商品を購入する契約をした後において、正当な理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、納入業者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき」等が、イ(イ) 短いリードタイムに関しては、「取引上の地位が納入業者に優越している発注者が、納入業者に対し、短いリードタイムによる発注を行い、これにより製造コストが通常よりも増加しているにもかかわらず、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、納入業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないとき」等が、優越的地位の濫用として問題となるとの説明がなされています。他の3つの本件商慣行についても基本的には同様の考えが示されていますが、本報告書②では、商慣行により留意点が異なる場合や、その他の問題となり得るケースについても具体的に挙げられており、一定の指針になるものと思われます。

(イ) 下請法上の考え方

本報告書②では、発注者が、納入業者に対しプライベート・ブランドの商品の製造を委託する場合等には、当該取引は下請法の対象になり得ることが指摘されています。なお、本報告書②では明示されていませんが、本件商慣行は親事業者による受領拒否、下請代金の支払遅延・減額、返品、買ったたき、不当な経済上の利益の提供要請等の下請法違反行為にも該当し得る点にも留意が必要です。

(2) 公取委の今後の取組

公取委は、本件商慣行を物流の2024年問題や食品ロス削減への対応等が求められる状況に合わせ見直されている過渡期にあると捉えており、本件商慣行の内容について、取引当事者間の認識が一致しないケースが増えていくと予想しています。そのような中で、独占禁止法上問題とならないように取引を適正に推進していくためには、取引当事者間において商慣行も踏まえ、取引条件等についてよく協議し、双方納得の上で取引することが重要であるとしています。公取委としては、フードサプライチェーンにおける取引実態を注視し、独占禁止法上問題となるおそれのある行為等の把握に努めるとともに、違反行為に対して厳正に

対処する姿勢を明らかにしています。

(3) まとめ

本報告書②においては、フードサプライチェーンにおける本件商慣行が独占禁止法上・下請法上問題になり得ることが指摘されるとともに、各商慣行の優越的地位の濫用該当性について判断の枠組が具体的に明示されており、今後のフードサプライチェーンの実務における一定の指針になると思われます。そのため、フードサプライチェーンに関係する事業者の方々は本報告書②を踏まえた対応を行うことが求められることになります。例えば、取引条件については発注者と納入業者との間で十分に協議が行われ、納入業者が納得の上で同意しているか、事前に協議の上で合意していたとしても、納入業者に合理的範囲を超えた不利益を与える結果とならないか等に留意しつつ、慎重な対応を取ることが望ましいといえます。

公取委は、これまでもフードサプライチェーンにおける取引実態について関心を示しており、現に平成4年、平成23年、平成26年にそれぞれ異なる食品分野に関する実態調査を実施し、今後も継続して注視する姿勢を示しています。フードサプライチェーンに関わる事業者の方々は、本調査書②で示された判断基準等を把握した上で、自社の取引が判断基準に照らして問題がないかを確認することが重要です。

II. 近時の EU 企業結合ガイドラインの見直しについて

(高宮、塩崎、内藤、平松)

1. はじめに

EC(European Commission、以下「EC」といいます。)は、2025年5月8日に、企業結合ガイドライン制定以来、初めての見直しに向けたパブリックコンサルテーションを開始しました¹¹。

企業結合ガイドラインには、EC が、企業結合規則とは別に EU の権限の下で採択した、「水平型企业結合ガイドライン」と「非水平型企业結合ガイドライン」が含まれ(以下では二つのガイドラインを「企業結合ガイドライン」と総称することがあります。)、EC が特定の企業結合事例をどのように評価するかを明確にすることを目的とした、いわゆるソフトローとして位置づけられるものです。

これらのガイドラインに対しては、近年、経済状況の変化に対応できておらず、EC が各事件をケースバイケースで判断している状況が、事業者の EC の判断に対する予測可能性を阻害しているのではないかという指摘がなされていました。そこで、今般、EC は、事業者の予測可能性を担保し、イノベーションにつながる

¹¹ ビジネス短信(欧州委、EU 競争法の企業結合ガイドラインの見直しへ、公開諮問開始(EU) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ)、EC によるプレスリリース(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1141)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

行動を促進するため、企業結合ガイドラインを改訂する方針を表明しました。EC は、ガイドラインの見直しに伴い、関心を持つ市民・事業者・組織一般向けに「general public consultation questionnaire」、7つの特定のトピックに焦点を当て技術的な意見を募集する「in-depth questionnaire」の二つのパブリックコンサルテーションを行うことによって、これまでの企業結合審査の在り方と、今後 EC の企業結合審査に当たり考慮すべき点について意見を募集しています。

2. ガイドライン見直しに至る経緯

(1) EC の企業結合審査が問題になったケース

これまで、EC が個別の企業結合の審査において、その企業結合の実施を承認しなかったことにつき、EU 市場の競争力を低下させることにつながり得るとの指摘がされたケースがありました。

例えば、欧州鉄道大手のフランス・アルストムとドイツ・シーメンス鉄道事業との企業結合について、EC は、域内市場の競争環境の悪化などを理由に不承認としました¹²。この企業結合は、世界最大手の鉄道車両メーカーの中国中車に対抗すべく進められたものでした。

域内市場の競争環境悪化を理由としたこうした不承認決定に対しては、規模を拡大することで域外の大規模事業者に対する競争力を確保するというヨーロッパの事業者のニーズを顧みないもので、結果的に EU 市場の競争力を低下させかねないという問題が存在しているとの指摘がありました¹³。

(2) Draghi Report による示唆

企業結合ガイドラインの見直しに至る経緯としては、2024 年 9 月に公表された「Draghi Report」における提言や示唆も挙げられます。

イタリア前首相で欧州中央銀行(ECB)総裁を務めたマリオ・ドラギ氏は、戦略分野における EU の地位低下の原因を特定し、即座に実施可能な政策を提示するべく、EU の新たな産業戦略の在り方を示す報告書「Draghi Report」を公表¹⁴しました。この報告書は、EU における競争政策のパラダイムシフトを支えるものと評価されるものです。

Draghi Report の目的は、成長が停滞しているヨーロッパを持続可能な状態で成長させ¹⁵、様々な分野

¹² ビジネス短信(欧州委、EU 競争法の企業結合ガイドラインの見直しへ、公開諮問開始(EU) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ)の本文第 2 段落。

¹³ Mario Draghi “The future of European competitiveness Part B | In-depth analysis and recommendations”

¹⁴ ビジネス短信(ドラギ前 ECB 総裁、EU の競争力強化に向けた報告書を発表、巨額の EU 共同債発行を提言(EU) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ) 第 1 段落。

¹⁵ Mario Draghi “The future of European competitiveness Part A | A competitiveness strategy for Europe” 第 5、6 頁。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

において単一市場(Single Market、自由な貿易がなされている EU 域内の経済市場)を完成させることに加え、産業政策、競争政策、貿易政策を全体として整合的にさせ、主要分野への資金調達を促し、EU のガバナンスの強化をする¹⁶などとして、中国やアメリカに匹敵する競争力を身につけさせることにあるとされています。

その上で、具体的な政策として、エネルギー分野における競争力強化、デジタル化、先端技術、AI の活用、クリーンテクノロジーの活用などのセクター別の政策提案だけでなく、すべてのセクターに関連して、イノベーションの加速や、中国やアメリカとの技術格差の是正、資本投資の維持、競争政策の見直しや、ガバナンスの強化などが挙げられています。

特に、競争政策の観点から、中国やアメリカの主要な事業者に対抗できる十分な規模を持つ事業者を育成するために¹⁷、下表のような政策が提案されています¹⁸。

項目	説明
① 企業結合審査に当たり、イノベーションと将来の競争を重視し、消費者に有益になるような新技術の開発を強化すること	DG COMP(EC 競争総局)の過去の決定は、市場シェアを重視しすぎているため、イノベーションと将来の競争の重要性をより重視すべきである。将来の競争力を高めるためには、新しい技術の発展が重要であり、これを促進するためのガイドラインの更新が必要である。また、企業結合にあたって、その結合がイノベーションを促進するかどうかを証明するための基準を設けるべきである。
② 競争相手との間の新しい合意などに関する明確なガイダンスとテンプレートを提供すること	EC は、域内市場内で競争を妨げ事業者間の合意や取決めに一般的に禁止しているが、特定の状況では協力が必要である。特に、防衛分野では、事業者が協力して規模を拡大し、製品の標準化を進めることが重要である。
③ 専門機関によって、安全保障やレジリエンスに関する基準を策定し、競争当局の競争評価においてより重視すること	競争政策において安全性と市場経済の回復力をより重視すべきである。現在の政策ではこれらがあまり考慮されていないが、特に、安全保障や防衛、エネルギーなどの分野において、重視すべきである。

¹⁶ Mario Draghi “[The future of European competitiveness Part A | A competitiveness strategy for Europe](#)” 第 17、18 頁。

¹⁷ Mario Draghi “[The future of European competitiveness Part B | In-depth analysis and recommendations](#)” 第 298 頁「4. Revamping competition」第 2 段落を参照して記載。

¹⁸ Mario Draghi “[The future of European competitiveness Part B | In-depth analysis and recommendations](#)” 第 299-304 頁。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

④ 効率性を高める産業政策のための競争ツールとしての国家補助管理制度を活用すること	国家補助管理制度は、EU 加盟国間の無駄な補助金競争を防ぎ、公共資源の浪費を避ける役割を果たす制度であるが、COVID-19 やエネルギー危機の際に、加盟国が事業者を支援するためにそれぞれ補助を拡大した結果、市場の分断や競争の歪みが生じた。今後は、EU レベルでの協調的な補助を強化する必要があり、国家補助管理制度が EU 全体の産業政策と整合しているかをより厳密に評価し、イノベーションと回復力への影響を重視することが求められる。
⑤ IPCEI(欧州共通利益に適合する重要プロジェクト)の改革と拡大を行うこと	IPCEI は、画期的なイノベーションを支援するための援助の一形態であるが、EU は多くの指標で米国に遅れをとっている。そこで、IPCEI の資金提供条件を拡大し、より広範なイノベーションも支援する必要がある。
⑥ 国庫補助やその他の競争ツールを通じて、オープンアクセス、相互運用性の導入、EU 標準への準拠を奨励すること	国庫補助やその他の競争ツールは競争を促進するものであり、特にデジタル市場において期待されている。事業者がこれらを採用しやすくするために、インセンティブや規制が必要である。これにより、競争が強化され、イノベーションが進みやすくなる。
⑦ デジタル市場法(DMA)と外国補助金規制(FSR)の執行に関する新しい権限を効果的に運用すること	デジタル市場法(DMA)と外国補助金規制(FSR)は、適切に運用されなければ EU への信頼性が損なわれる可能性がある。これらの新しい権限を効果的に執行するためには、技術分野や国際税務/金融に関するスキルの開発が必要であり、内部リソースのトレーニングや新しい人材の採用が求められる。
⑧ 事後規制と事後監視の強化を行うこと	事後規制と事後監視として、特に将来の競争に大きな懸念があるケースに限り、競争に関与する一部の事業者に、競争の状況を評価するためのデータを報告させることが必要である。報告内容は DG COMP が定め、不完全な場合は追加情報を要求できるようにすることが必要である。
⑨ 「新競争ツール」(NCT)を 4 分野で導入すること	事業者と協力して解決策を見つけることを目的とした、市場の構造的な競争問題を解決するための調査ツールである NCT を 4 分野で導入する必

	要がある。4 分野とは、具体的には、(1) 暗黙の共謀、(2) 消費者保護が特に必要な市場、(3) 経済的回復力が弱い市場(例えば、単一の原材料に依存している市場)、(4) 過去に得られた情報に基づき、問題のあるケースである。NCT が導入された場合、DG COMP が市場調査を行い、問題を特定し、事業者と共に解決策を考えることになる。
⑩ 意思決定プロセスを迅速化し、決定の予測可能性を高めること	競争政策の執行プロセスは、事業者の負担を減らし、ビジネスをよりスムーズに進めるために見直され続けるべきである。

3. 企業結合ガイドライン見直しの趣旨・内容

(1) 見直しの趣旨・目的

これらの経緯を踏まえて、企業結合ガイドラインの見直しが検討されているところ、今回の見直しは、従来のように水平的結合と非水平的結合とを分けてそれぞれ指針を示すのではなく、市場において、競争者間の企業結合を調査するための包括的な指針を作成するために行われるとされています。また、現行ガイドラインの作成から約 20 年が経過しており、その間の経済状況の変化や判例についても反映させることで、従来のガイドラインの問題を解消し、予測可能で、明確かつ客観的な基準を提供することも目的としています。これは EU 当局の目的である、競争的な域内市場の維持という目的にも資するとされています¹⁹。

(2) 見直しの対象

今回のガイドラインの見直しは、従来、競争力コンパス(Competitiveness Compass)²⁰において強調されてきた分野だけでなく、さらにイノベーション、レジリエンス、投資、持続可能性なども対象としています。また、デジタル化や持続可能性など、欧州経済全体の生産性と競争力に関連する幅広いトレンドも反映して見直されることとされています²¹。

¹⁹ EC によるプレスリリース “[Commission seeks feedback on the review of EU merger guidelines The merger guidelines review](#)” (2025 年 6 月 23 日閲覧)

²⁰ 競争力コンパスは、Draghi Report が提言している競争力確保のための 3 つの観点(イノベーションギャップを縮めること、脱炭素化、外部依存度の減少)を達成するためのアプローチを示すものとして、EC から 2025 年 1 月に発表された文書です。競争力コンパスは、特定分野ごとの競争政策に着目していると考えられます。(EC “[A Competitiveness Compass for the EU](#)”)

²¹ EC によるプレスリリース “[Commission seeks feedback on the review of EU merger guidelines the merger guideline review](#)” (2025 年 6 月 23 日閲覧)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(3) 「ジェネラル・コンサルテーション」と「インデプス・コンサルテーション」の実施

今回のガイドラインの見直しの方向性を考えるにあたり、EC が見直しをする上で行っているパブリックコンサルテーションに着目すると、EC は、第一に「general public consultation questionnaire」で、関心を持つ市民・事業者・組織に対し、EC が企業結合規則の枠組の中で企業結合をどのように評価すべきか、また、新しいガイドラインを支えるべき原則について、広く意見を募っています。また、並行して、「in-depth questionnaire」を実施し、EC がこれまで行ってきた企業結合審査に関連する 7 つの特定のトピックに特に焦点を当て、それと共に技術的な質問を公表することで、これまでの審査における評価が有効であったかを確認することを意図しています²²。

(4) 「in-depth questionnaire」における 7 つのトピック

「in-depth questionnaire」における 7 つのトピックは、①競争力とレジリエンス、②構造的特徴と他の市場指標を使用した市場支配力の評価、③企業結合審査におけるイノベーションとその他の動的(Dynamic)要素、④持続可能性とクリーンテクノロジー、⑤デジタル化、⑥効率性、⑦公共政策、安全保障、労働市場に関する考慮事項²³から構成されています。

各トピックごとに公表されているペーパー²⁴には、従来の当局の評価方法及び、ステークホルダーへの質問文(questionnaire)が記載されています。各トピックに関する当局の従来の評価方法を知ることは、EU 競争当局の立場を理解するのに有益であると考えられます。そこで、以下では、各トピックごとの評価方法の概要をまとめた上、そこから読み取れる示唆についても検討を加えていきます。

トピック①: 競争力とレジリエンス

EC は、単一市場における公正な競争条件を常に確保しつつ、市場の変化及び技術革新に対応した競争政策を実施し、スタートアップ企業、拡大中の企業、中堅企業が国際的な市場で規模を拡大できるようなアプローチを行うことで、競争力を向上させることが必要であると指摘しています。また、近年のコロナウイルスの蔓延、ウクライナ侵攻を通じて、多様で競争力のある供給基盤の重要性が再認識されたため、市場における競争は、各供給基盤を安定させ、EU 経済のレジリエンス確保という点にも資するとし、その重要性を確認しています。その上で、EU の競争力を高めるべく、必要不可欠なインフラに多額の投資をする必要性を強調し、競争市場が発展すれば、デジタル分野におけるイノベーションの向上においても重要な役割を果たすことを指摘しています。

²² EU “EU Survey” <https://ec.europa.eu/eusurvey/runner/6a440130-aff0-358f-8819-96eec9b176eb> (2025 年 6 月 23 日閲覧)

²³ EU “EU Survey” <https://ec.europa.eu/eusurvey/runner/6a440130-aff0-358f-8819-96eec9b176eb> (2025 年 6 月 23 日閲覧)

²⁴ EC によるプレスリリース “[Review of the Merger Guidelines - European Commission](#)”

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

トピック②: 構造的特徴と他の市場指標を使用した市場支配力の評価

現在、水平型ガイドラインと非水平型ガイドラインは、市場シェアと集中度に関する構造的指標が含まれていますが、EC は、企業結合から生じるリスクを適切に評価するべく、より厳格な指標(または反証可能な指標)を採用し、効果的な競争を著しく阻害する可能性の高い企業結合を特定しようとしています。加えて、市場支配力を評価するための代替的なアプローチ、特に EC の裁判実務に依拠したより包括的な枠組を定める方針を示しており、具体的には、売上高シェアや、生産能力シェアだけでなく、利益率や事業者のピボット性(事業者が状況に合わせて柔軟に事業戦略を転換する能力のこと)にも依拠して判断する可能性を指摘しています。また、2023 年 7 月 13 日の CK テレコムズ判決²⁵を考慮して、支配的地位の創出や強化につながらない競争における評価基準についても再考する可能性や、現行ガイドラインの採択以降の市場実態の進展を考慮して、EU 企業結合規則の主な目的である「効果的な競争の阻害や、消費者に損害を与える価格上昇につながる市場パワーの創出や強化の未然の防止」に適合しているのかを考察することも必要であると指摘しています。

トピック③: 企業結合審査におけるイノベーションとその他の動的要素

事業者は、生産能力やインフラ、コスト削減技術など、経済成長や競争力の原動力となるものすべてに投資することで競争し、その結果、イノベーションを推進することを指摘する一方、市場によっては、企業結合により有望な製品や研究分野の開発の中止などで将来の競争を妨げられるなどの負の影響が生じる場合もあることも指摘しています。そして、市場評価には、不確実性が付きまとうため、企業結合がイノベーションに与える影響を考えるためには、市場特有の特徴を考慮しつつ、正確で適切に管理できる枠組作りが急務であるとしています。

トピック④: 持続可能性とクリーンテクノロジー

クリーンで持続可能な経済への移行は、今日の社会的課題の一つであるところ、EC は、EU の競争力と脱炭素化のためのクリーン・インダストリアル・ディールを発表しています。企業結合には、既存事業者がグリーン製品を提供するイノベーション企業を買収し、その動きを鈍らせようとする「グリーンキラー買収」などのクリーンな経済への移行に有害であるものが存在する一方、気候変動や持続可能性の目標やクリーンな経済への移行を支援し、クリーンなイノベーションにプラスな影響を与えるものも存在するという事実が指摘さ

²⁵ Judgment of 13 July 2023, Commission v CK Telecoms UK Investments, C-376/20 P, EU:C:2023:561。同判決は、2016 年に EC が、イギリスの通信モバイルネットワーク事業者(MNO)である O2 と Three の合併を禁止したことに端を発した事案に関するものとなります。O2 はイギリスの 4 つの MNO の中で 2 番目に大きく、Three は最も小さい事業者であり、この合併が実現すれば、市場シェアが 40%以上の企業が実現するはずであったものの、本事案において、EC は、寡占市場において重要な競争相手が消えることで、効果的な競争が妨げられるということを理由に、合併を禁止しました。Three の親会社である CK Telecoms は、この決定を一般裁判所(GC)に上訴し、当該決定は、2020 年 5 月に GC によって覆されました。その後、EC は欧州司法裁判所(ECJ)に上訴し、2023 年 7 月に ECJ は、GC が過度に高い証明基準を適用し、禁止の根拠となる重要な概念を過度に制限的に解釈したと判断し、GC の判断を覆す本判決を発出したという経緯となります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

れ、適切に企業結合を評価することの重要性が示唆されています。上述のクリーン・インダストリアル・ディールは、欧州経済の包括的な成長戦略の下で、気候変動対策と競争力を統合する事業計画であり、EC は、企業結合審査において、競争とクリーンなイノベーションに悪影響を及ぼし、持続可能性の目標にも影響を与える企業結合が実現しないようにする役割を担っていることが示されています。

トピック⑤：デジタル化

EC は、デジタル化が、EU 内の競争を活発化させるとともに、事業者の生産力格差を埋め、公平かつ活発な競争をもたらす非常に重要な要素となり得ると指摘しています。一方で、デジタル分野の特徴として、アナログ分野において存在したような地理的制約が少なく、事業者が世界のどこにでも進出し、ビジネスを展開させることができ、世界各国で収集した利用者情報と商品とを連携させ、パーソナライズ化した商品や広告を効率的に表示するエコシステムを構築することが可能であること、そのようなサービスを利用する事業者、消費者が多くなるごとに、そのサービスの価値が向上するネットワーク効果²⁶を有することも多いことを挙げています。EC は、このような特徴を有するデジタル分野においては、競争者の新規参入の障壁が高く、市場の中で一度支配的地位を獲得した事業者が、当該市場の利益を総取りすることができる市場構造が頻繁に形成され、支配的地位を有する事業者がその地位を維持するため、革新的な技術を有する事業者を買収する「キラー買収」が行われることも多く、競争への悪影響が高いことを指摘しています。

もっとも、デジタル分野においては、技術の発展により急激にシェアが拡大することも多く、審査時の市場シェアが低くても、将来的には支配的地位に至ることも十分にあり、過去の市場シェアから将来の競争への影響を分析することが難しい場合もあるため、潜在的な新規参入者を含む競争者間の公平な競争を確保するため、「遅すぎる」介入をしないことが不可欠であると同時に、「早すぎる」介入もイノベーションによる競争を阻害するという不利益をもたらすことが示唆されています。また、デジタル分野における企業結合は、プライバシーやデータ保護に関する懸念もあり、このようなリスクも考慮しつつ、企業結合を評価する必要があると考えられています。

トピック⑥：効率性

EC は、企業結合によって、コストの削減が生じ、それが低価格という形で消費者に還元されたり、投資や技術革新が増加したりすることによって、製品やサービスが改善されるという意味での「効率性」がもたらされ、消費者に対する不利益を打ち消す可能性もあることを示唆しています。この効率性は、既存の水平型ガイドラインや非水平型ガイドラインに基づけば、消費者に利益をもたらすものであり、企業結合に特有のもので、検証可能なものである必要があるとしています。また、特定の企業結合がもたらす将来の競争へのリス

²⁶ 具体的には、アマゾン、メルカリのような商品販売サイトや、トリバゴ、ブッキングドットコムのような予約サイトなどが挙げられます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

クを考慮すると、効率性は、企業結合から直接的に生じたものであることを要し、反競争的な弊害を上回るだけの実質的なものでなければならないとしています。

トピック⑦：公共政策、安全保障、労働市場に関する考慮事項

EC は、事業者の市場集中と市場支配力を制限することにより、欧州における質の高い雇用の確保を実現することで、事業者や消費者の利益にかなうだけでなく、より広範な社会的目標の実現においても利益をもたらすことも指摘しています。また、ウクライナ侵攻により、EU で防衛力強化の声が上がっているところ、安全保障と競争の利害のバランスを図ることも求めています。さらに、企業結合により、メディアの多元性に影響を与える結果、例えば、政治的な放送において、企業結合により市場集中が進み、消費者が持てる選択肢が狭まる可能性なども示唆しており、これらの構造を理解した企業結合評価が必要であるとしています。上記に加えて、企業結合のもたらす効果として、雇用者と労働者間のパワーバランスを改善する一方で、リストラやオフショアリングによる雇用の喪失の懸念も存在することが示唆されています。

4. おわりに

近年の AI の発展、グローバル化の流れは経済状況を大きく変えており、基準として明確かつ、近年の経済状況を踏まえた、企業結合審査全体に対して機能する改訂版の企業結合ガイドラインを制定するという EC の決定は、こうした趨勢を踏まえ、事業者のイノベーションや国際競争力を確保するとともに、EU 域内での競争を確保することで、EU 経済に対する好ましい影響をもたらすために行われたものといえることができます。

EC は、企業結合ガイドラインにおけるパブリックコンサルテーションにおいて、従来の企業結合ガイドラインに対する評価を質問するとともに、従来のガイドラインでは不足する点についてもコメントを求め、企業結合ガイドラインの改正に反映させようとしていることが窺われ、特に「in-depth questionnaire」で取り上げられた 7 つのトピックは、今後の EC の企業結合ガイドラインの見直しの際の着眼点として、重要な意味を持つと考えられます。

改訂版のガイドラインは 2027 年末に採択される見込みとされていますが、現時点では、パブリックコンサルテーションが開始されたのみであり、具体的な改訂内容の公表には至っておりません。EC は今後、改訂版のガイドラインを採択する前に、パブリックコンサルテーションの結果を受けたステークホルダーを対象としたワークショップや、改訂版のガイドラインの草案に対する意見聴取を実施する予定となっており、これらの手続きにおいて、企業結合ガイドラインの改訂に向けた当局の姿勢や方針が明らかになることが期待されます。EC の動向は、世界中の競争当局に影響を及ぼす可能性が高いことから、引き続き、EC の動向に注目することが重要です。